

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当（就学支援グループ） (06-6115-7641)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	大阪市奨学金の受給申請
概 要	大阪市奨学金は、教育の機会均等を得させるため、能力があるにもかかわらず経済的理由のために高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（専攻科及び別科を除く。）の修学に困難な者に対し奨学金を支給する制度です。 「支給上限額」 ・第1学年に属する生徒（当該年度中に入学した者に限る。） 年額107,000円 ・前号に掲げる生徒以外の生徒 年額 72,000円 ※大阪府高等学校等奨学のための給付金の対象者は、同給付金を控除した金額が支給上限額となります。
根拠法令等 及び条項	大阪市奨学条例第3条、第4条、第5条、第6条 大阪市奨学条例施行規則第5条、第6条 大阪市奨学条例施行規則取扱方法第4条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市奨学金事務取扱要領 (https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000331855.html)
審査基準	・申請者は、7月1日現在において次のすべての要件を満たす生徒が対象となります。 1 高等学校等に在学する生徒 2 大阪市の区域内に住所がある生徒 ※大阪市区内に住所があるとは、大阪市住民基本台帳に登録されている生徒をいう。 3 市民税非課税世帯に属する生徒 ※生活保護法における生業扶助基準に定められている高等学校等就学費の給付を受けている場合は対象外となる。 ※児童相談所長が措置を要すると認め都道府県知事（政令指定都市にあっては市長）に報告を行い、都道府県（政令指定都市）による児童福祉法第27条第1項第3号の措置のうち、児童養護施設入所者及び里親に委託されている生徒は、資格を有する。 4 学業が優良で、生活の全般を通じて行いの善良な生徒 ・大阪府高等学校等奨学のための給付金の対象者については、同給付金を控除した金額を支給上限額とし支給決定を行います。なお、同給付金を上回る場合は奨学金の不支給決定を行います。 （参考） 大阪市奨学条例（抄） （奨学生の資格） 第3条 奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。 (1) 本市の区域内に住所を有する者 (2) 市民税非課税世帯に属する者（「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）別表第7に定める高等学校等就学費の給付を受けている者を除く。）又はこれに準ずると教育委員会（以下「委員会」という。）が認める者 (3) 学業が優良で性行の善良な者
標準処理期間	約120日
経由日数	約2週間
提出先	在学する高等学校等
提出時期	在学する学校の定める期間（6月上旬～7月1日）
提出方法	受給申請書及び必要書類を在学する高等学校等へ提出
手数料	なし
相談窓口	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当（就学支援グループ）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000308343.html
備 考	